

国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所企画運営
委員会規程

〔平成 9 年 4 月 1 日〕
制 定

改正 平成 12 年 5 月 17 日 平成 13 年 4 月 1 日
平成 14 年 5 月 16 日 平成 16 年 10 月 14 日規則第 210 号
平成 17 年 5 月 12 日規則第 25 号 平成 18 年 11 月 9 日規則第 62 号
平成 27 年 3 月 12 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 7 号
令和 5 年 1 月 19 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 4 号
令和 7 年 3 月 13 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
(以下「研究所」という。)規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、企画運営委員会(以
下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 情報資源利用研究センター長
- (4) 研究戦略策定委員会委員長
- (5) 研究所教授会において選出された者 3 名
- (6) その他所長が必要と認めた者

(任期)

第 3 条 前条第 5 号及び第 6 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただ
し、前条第 5 号に掲げる委員は、引き続き 4 年を超えて在任することはできない。欠員
を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討事項)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる事項の企画・立案を行う。

- (1) 将来計画に関する基本的事項
- (2) 予算概算に関する事項
- (3) 専任教員及びその他の職員の人事の方針に関する事項
- (4) その他所長が必要と認める事項

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、第 2 条第 2 号に掲げる委員がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによ
る。
- 3 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会に関する庶務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月16日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年10月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。